#### EU法の現在

――リスボン条約とEU基本権憲章-

加藤紘捷

· はじめに (問題の所在)

体である。ただし、条約上、どのようなゴールを目指すのか、必ずしも明文の規定があるわけではない。(ユ) E U は、 承知の通り、 一定の分野ではあるが、 加盟国による主権的権利の制約を前提として作られた超国家的統治

最初の原加盟六か国体制から、今日まで第五次にわたる拡大を見ている。そのうち、一九九○年の東西ドイツの統一 前までは第三次拡大まで進行した。それにより、 しかし、 欧州統合は、拡大と深化の名の下に、確実に前進している。〝拡大〟という観点から眺めると、 加盟国数は六か国が増えて計一二国になるだけだったが、東西ドイ E U は、

EU法の現在 (加藤)

も複数の国との加盟協議が行われており、これで拡大は終止符が打たれたわけではない。 になった。この結果、 以後は二度の拡大で東欧、中欧、南欧諸国へと拡大が広がり、加盟国数は一挙に一五か国増えて現在二七か国 EUは人口にして五億人を超える一大マーケットを形成するに至った。 しか EUでは現在

完成した。 こうして、基本条約の最初の改正条約である一九八六年単一欧州議定書(SEA)により、一九九二年末に、スケ ジュール通り、 「共同市場」(Common Market)は、一九七○年代の石油ショックによる世界的不況のあおりを受け、 九八五年に欧州委員会より市場統合白書が出されるまで、長くユーロペシミズムから立ち上がれないでいた。 一九八五年、 欧州統合の モノ、 欧州委員会より市場統合白書が出されるや、欧州統合は劇的に停滞を乗り越えて再発進し始めた。 、深化、へ目を向けると、EU基本条約の中核ともいえるEEC条約により、 人、サービス、資本の四つの生産財の自由移動が確保される「域内市場」(Internal Market)が 完成が大きく遅れ 当初目標とされた

現在では、 の統合を図るという新たな目標が立てられた。一九九九年一月一日、一一か国で共通の新通貨ユーロの導入に成功し、 次いで一九九二年のEU条約、 EU二七か国のうち、 今通貨危機で問題となっているギリシャを含めて、一七か国でユーロが導入されて(4) すなわちマーストリヒト条約により、経済通貨同盟 (EMU) 及びそのなかで通貨

り基本条約が改正され、 の観点からEUの機構改革が迫られた。 また、二○○四年に東中欧諸国の加盟による大幅な拡大が見込まれると、主として効率あるいは民主的統 その中で一定の機構改革が図られた。次いで本稿が取り上げる二〇〇九年発効のリスボン条 その結果、 一九九七年のアムステルダム条約、二〇〇一年のニース条約によ 制の 強化

#### 約である。

憲法草案の主要規定を引き継ぎながらも、 に変更された。これにより、 を加えるという手法をとった。さらにEC条約の名称はEU機能条約 欧州統合の現時点における到達点としてのリスボン条約は、 これまでのECという表記はなくなり、 形式上は既存のEU条約およびEC条約の枠組みを維持して、それに改正 失敗に終わった欧州憲法条約の轍を踏まず、 EUで統一されることとなった。EU条約とE (Treaty on the Functioning the European Union) 実質的に、

U機能条約の関係は、

基本的に前者が総則を、

後者が各則を定める。

Uが近年もっとも重点を置いてきたテーマの一つだからである。 政治宣言にとどまっていたEU基本権憲章に法的拘束力が付与されたことと考える。 六条一項で、 より経済通貨同盟 は何であろうか。 な段階を画する」とある。 ところでEU条約の第一条によれば、「本条約は欧州諸民の間に一層緊密化する連合を創設する過程における新た 同 .時に、これまで政治宣言にとどまっていたEU基本権憲章(CFR) しかし、 EU機能条約 同憲章はこれらEU条約と同じ価値をもつとされた。かくして、リスボン条約体制下で、 特別大きな統合プロジェクトは見出せないが、 リスボン体制には、単一欧州議定書により域内市場の完成が目標とされたような、 E M U (旧EC条約)と並び、条約と同じ性質をもつ文書として、三本目の重要な文書の一つになった。 ここに言うリスボン体制の およびユーロの導入を実現させたような、 『一層緊密化する連合を創設する過程における新たな段階』と それに匹敵する重要な新機軸がある。 格別に大きな統合プロジェ に法的拘束力が付与された。 というのは、 クトは見い 基本権尊重は、 それが、 またEU条約に 同憲章は、 また E U これまで だせな E U Е

本稿では、 現時点におけるEU統合の到達点はリスボン条約体制とし、 この体制の下で改正されたポイントを明ら

らにはEU法の優位性の原理に及ぼしたインパクトを探りたい。 かにするとともに、 また、 EU基本権憲章といういわば人権の 新たなリスボン条約体制の新機軸、これまで政治宣言にとどまっていた憲章に法的拘束力が付与 カタログをEUはこれまでどのように形成してきたのか、

### 二.リスボン条約の締結とその形式

#### 一 欧州憲法草案との関係

の同年七月一日、欧州理事会の議長国にイギリスがついた。ブレア首相は欧州憲法条約の批准手続きに「熟慮期間 イツが議長国となる二○○七年前半期まで待たねばならなかった。 (a period of reflection) 同年六月一日のオランダの国民投票で否決され、同憲法条約は発効を見ることはなく発効を断念した。挫折した直後 二九日に署名され、二〇〇六年一一月一日を発効予定していたが、承知の通り、二〇〇五年五月二九日のフランス、 欧州憲法条約 [the Treaty establishing a Constitution for Europe (TCE)] は加盟国二五カ国で二〇〇四年一〇月 を提案した。それゆえ、欧州憲法の条約の見直しについて本格的な交渉に至るのは二年後のド

the European Community, 二〇〇七年一二月一三日調印、二〇〇九年一二月一日発効) 憲法をイメージするような外観も除去され、 こでは欧州憲法条約の批准の失敗を踏まえて、 一○○七年六月、ドイツ主導による欧州理事会において、 (または改革条約、 Reform Treaty, or Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing 内実を取るという手法が採られた。二〇〇七年一二月一三日、 連邦的要素、 EU外相のような名称が除去された。 後のリスボン条約となる改革条約原案が合意された。 が調印された。 しかし、 同時に、 批准手続でア 体系的な リスボン そ

年一一月三日、チェコ共和国が最後の批准国となるに及んで、リスボン条約はようやく同年一二月一日に発効した。 イルランドが国民投票で一度つまずいたこともあり、当初目指した二○○九年一月一日の発効予定は崩れ、二○○九(⑴

みると、 条約について少し言及しておく必要がある。 た。そうすることで、既存のEU条約とEC条約を継承しつつも、新しいEUを作ろうとした。 かくてリスボン条約は署名されるに至ったわけであるが、リスボン条約を検証する前に、発効を断念した欧州憲法 憲法条約草案は、既存の諸条約、つまり、従来のEU条約とEC条約を廃止して、単一の本文にしようとし リスボン条約と失敗に終わった憲法条約草案のそれとの手法を比較して

成立をみたのである。 個の条約として、それぞれ留まった。他方、挫折した欧州憲法条約の第二部に盛り込まれるはずだったEU基本権憲 をとっている。したがって、内容的には大幅に変更されたが、形式的にはこれまで通り、EU条約と、EC条約は別 たのである。したがって、 しかし、リスボン条約は、 形式的にも内容的にほとんど変更が加えられることなく、そのままの形で条約とは別個の三つ目の文書として 欧州憲法条約とは異なり、既存の基本条約と置き換えるのではなく、それらを修正する形 既存のEU条約・EC条約の枠組みをそのまま維持しながら、 既存の条約に改正を加え

#### 二:二 改正条約としての構成と意義

のほか、 欧州憲法条約草案との間に、構成上、一定のつながりがあることが分かる。 このような三部構成の文書をリスボン条約体制と呼ばせて頂くとすれば、 四部構成になっていた。この枠組みは、 リスボン条約体制下で、次に掲げるように三つに解体されたが、す すなわち、憲法条約草案の構成は、 このリスボン条約体制と発効を断念した 前文

べてEUの名の下で、EU条約、EU機能条約並びにEU基本権憲章として再編されただけで、実質的には一体的に

憲法草案の第一部と第四部を継承:EU条約(TEU or Treaty on European Union):EUの原則と制度的枠組み®法草案の第一部と第四部を継承:EU条約(TEU or Treaty on European Union):EUの原則と制度的枠組み

統合されていると見て取れよう:

を規定。

前文十六編 (五五ヵ条)からなる。第Ⅰ編は共通規定(一─八条)、第Ⅱ編は民主主義原則に関する規 第Ⅱ編は機関に関する規定 (一三―一九条)、第Ⅳ編はより緊密な協力に関する規定

(二○条)、第Ⅴ編 (二一―四六条)、第Ⅵ編は最終規定 (四七―五五条)。

定(九—一二条)、

(2) 憲法草案の第三部を継承:EU機能条約(TFEU or Treaty on the Functioning the European Union)(既存のEC条約®法草案の第三部を継承:EU機能条約(TFEU or Treaty on the Functioning the European Union)(既存のEC条約 を改称):具体的な政策と機能について規定。

との連合関係(一九八─二○六条)、第五部は連合による対外的行動(三○五─二三三条)、第六部は機関お よび予算規定 (二三三条―三三四条)、第七部は一般規定および最終規定 (三三五―三五八条)。 (一八一二五条)、第三部は連合の政策および対内的行動(二六一一九七条)、第四部は海外の国および領域 前文+七部(三五八ヵ条)からなる。第一部は原則(一―一七条)、第二部は差別禁止およびEU市民権

(3) 憲法草案の第二部を継承:EU基本権憲章(Charter of Fundamental Rights of the European Union):修正なしにそ のまま独立し、 法的拘束力を付与された。

前文+七編 (二〇—二六条)、第四編 (五四カ条): 団結 (二七—三八条)、第五編 第一編 人間の尊厳 (一―五条)、第二編 市民権 (三九—四六条)、第六編 自由 (六——一九条)、 裁判に関す

## ヲ権利(四七─五○条)、第七編 一般規定(五一─五四条)。

側面において、憲章を考慮する責任を負うことになったわけである。 かくして、 基本権憲章が法的拘束力を持つに至ったということは、 E Uが、 その立法、 行政および司法のすべての

での名称は、"The Policies and Functioning of the Union"と銘打たれていたことによる。 EU機能条約と名称変更された由来は、憲法草案の第三部(Part III) の名称を引き継いだからである。

EU条約とEU機能条約との関係は、 前者が総則としてEUの原則と制度的枠組みを規定し、後者が各則として具

体的な政策と機能について規定している。

の文書はEUの名称で統一され、EUの全体的一体性が保持された。 (Treaty on Functioning of the European Union, or TFEU) に変更した。そうすることで、EU基本権憲章とともに、三つ リスボン条約はEC条約の中身を改正するだけでなく、EC条約という名称そのものを「EU機能条約.

基礎にして築かれる。これら二つの条約は、同等の法的価値を持つ。EUは、ECに置き換わるものとし、 を継承する」と規定され、内容的にも矛盾しない また、EC条約をEU機能条約と名称を変更したとはいえ、EU条約第一条で:「EUは本条約とEU機能条約を かつ E C

# 三.リスボン条約体制による改正のポイントとEU基本権憲章

である。 九九七年のアムステルダム条約、二〇〇一年のニース条約において、⑵ しかし、これらの改革は、二○○四年における大規模な東南中欧諸国の加盟が見込まれる中、 ある程度の機構改革が行われたことは事実 EUの効率的

EU法の現在(加藤)

### 二. | EU三本柱の列柱構造の廃止とEU基本権憲章

つながりの強い改正点に特化し、

同憲章の意義に触れてみたい。

造は廃止された。 と E C れていなかった。あったのは三つの共同体にあった。(旧EC条約第二八一条、第二八二条および第二八八条参照)。 れている。 止がある。 EU条約四七条は リスボン条約による改正点のなかで最も大きい改正の一つにマーストリヒト条約により打ち立てられた三本柱の廃 (欧州共同体) 承知の通り、 実はこの三本柱の廃止とEU基本権憲章へ法的拘束力が与えられたことには表裏一体の関係があるといわぽ 「EUは法人格を有する」こととされたがゆえに、EUという単一の法人格の下、これまでのEU が併合された。併合されたことにより、マーストリヒト条約(ミサ) EUは、これまで加盟国から独立した権利・義務の享有主体ではあったが、法人格は与えら (EU条約) 以来の三本柱の列柱構 しかし、

法・内務協力」 府間協力で調整していく問題であり、 ③を付加した。 (室) 「大通外交・安全保障政策三本柱とは何んであったか、それは①「EC(欧州共同体)」、②「共通外交・安全保障政策(室) 「本柱とは何んであったか、それは①「EC(欧州共同体)」、②「共通外交・安全保障政策 C J H A しかし、 ①のEC事項は欧州司法裁判所による法の支配を受けるとされたが、 の三つであった。 法の支配からは除外されるとされた。すなわち、①は超国家的な形で立法でき いうまでもなく、 マーストリヒト条約は、 新しくこれまでのECに②と ②③のEC外事項は政 (CFSP) 及び③ | | | | | |

策決定が原則である。 るが、②と③は政府間制度であり、EUレベルでの立法権が存在しない。そこにあるのはEUとして政府間による政 そこでの決定権限はEU理事会のみが存在し、 採決方法は全会一致が原則であっ

約による改正で、これまでの三本柱列柱構造は解消され、それは「自由・安全および司法の領域」[警察・司法協力 を維持し、さらにまた、 する市民に〝自由と安全と司法〟を保障するよう努めなければならないとした。その理由は、 および司法の領域」(AFSJ, Area of Freedom, Security and Justice) と捉え、EUの新たな目標として、® 内における一定の管轄権がECに委譲され、 (PJCC)] との新しい超国家領域に吸収された。 由移動するのを躊躇し、 「警察・司法協力(PJCC)」だけになった。だが、同時に、アムステルダム条約の前文で、 かし、 次なるアムステルダム条約により、 結果的に人の自由移動の原則が阻害されるからである。そのために、このたびのリスボン条 庇護・移民政策や国境検問もまたEUの新たな権限として保障しない限り、人々は域内を自 超国家領域に属することになった。 この列柱構造の三本目の柱から、移民・庇護政策や国境検査 それゆえ、 これらを「自由、 残存した三本目の柱は もし域内における治安 域内に滞在 など、

域、 自由 自由移動の原則そのものが阻害されかねない。 る際に、 言うまでもなく、 安心のできる空間にしようと決意するのは当然のことである。 に移動ができるだけでなく、 それを阻む要因があるとすれば、 人の自由移動というものは、域内市場を労働者や法人を含めた自営業者が単に経済活動のために その域内市場が安全な領域、 EU市民権も理想で終わってしまう。 また、 EU市民権に基づき、 安心な空間でなければ、 EU市民が域内を安全に移動しようとす 従って、 人は時として移動に躊躇し、 EUが域内市場を安全な領

かし、安全な空間にしようと、 治安維持、 さらにまた、庇護・移民政策や国境検問にEUが積極的になろうとす

与えなければ権力だけが独り歩きする恐れがある。このようなタイミングのときにEU基本権憲章に初めて法的拘束 「自由」には当然人権の保障が含まれるので、これを真に保障するためにはEU基本権憲章に法的拘束力を 、自由・安全および司法の領域、 引き換えに、 EU基本権憲章に法的拘束力が与えられ をEUの新たな管轄範囲に 人が自由に移動する域内 この

たといえる。 位性の原理は、 領域での れた条件で加盟国法に優位する」との言い回しで記述された。 るベルリン宣言で新たに欧州憲法条約に代わる条約改正を目指すこととされた。その後、 るはずであった。 なかで、「EU法は加盟国内法に優位する」との明文の規定として据え置かれ(Ⅰ—六条)、発効すれば、 た原理である。 を自由な空間とするために治安力を超国家的領域にするのと、 するため、それと引き換えに、EU基本権憲章に法的拘束力が与えられたと言われている。 力が与えられた意味は大きい。EUが権力的になりうる る場合、人によってはそれがもっとも〝権力的な〞場面に映るのがこの自由・安全および司法の領域でもある。 承知の通り、 三・二 EU法の優位性とEU基本権憲章 その中で、 したがって、 EU法の優位性に関する明文規定は削除された。 優位性の原理は、一九六四年のコスタ対ENEL事件における欧州裁判所の先行判決の中で確立され(33) EU法と国内法の関係を考える際のもっとも重要な原理の一つである。 条約でなく、 しかし同条約草案は上述したように挫折し、二〇〇七年三月二五日、 両者は、 付属宣言書一七に組み入れられた。 ある意味で、 表裏一体の関係にあるといっていい。 削除されて、このたびのリスボン条約体制下で、 その宣言書で、 EU法は | (EU) この原理は、 ローマ条約五〇周年を記念す リスボン条約が発効された 判例法に定めら 欧州憲法条約の 日の目をみ

解釈して大胆に導き出した点で、アメリカ合衆国の連邦最高裁長官マーシャルが一八○○年代に下した諸判例に匹敵解釈して大胆に導き出した点で、アメリカ合衆国の連邦最高裁長官マーシャルが一八○○年代に下した諸判例に匹敵 原理を導いた根拠を、 する画期的な判決であった。しかし、 司法裁判所の先行判決のなかにおいてであった。 誠にさらりとした後始末に見えるが、優位性の原理が確立されたのは、上述のコスタ対ENEL事件における欧州 各加盟国が一定の分野ではあるが、その主権的権利の制約を認めたことにおいた。この判決は条約を目的論的に(氮) 各加盟国の一 部の主権的権利の制約論に依拠するだけで果たして各国は納得するだろうか、 EU法のあらゆるレベルの国内法、 優位性の原理の根拠を同欧州司法裁判所は、 あるいは各国の憲法にさえも優位するとの 別の先行判決に お

いささか疑問も残る判決だった。

ていたこと、そのことで長くEU法の民主主義の赤字と批判されてきたことをさらに改善しなければならない(39 望まれる。一つはEU法、とくにEU立法が従来各国の行政部の代表からなる(閣僚)理事会に強い決定権が置かれ EU法が憲法を含むあらゆる階層の国内法に優位するために、 れたと評価されよう。 legislative procedure) なる理事会と、 E このたびのリスボン条約では立法手続きに大きな改革がみられた。今後、EU立法は、 U法の国内法に対する絶対的な優位性を主張するには、 (38) EU市民の代表からなる欧州議会とでより対等な立場で立法可能な「通常立法手続」 が導入されたからである。これにより、これまでのEU法の民主主義の赤字は相当程度解消さの導入されたからである。これにより、これまでのEU法の民主主義の赤字は相当程度解消さ EU法は二つの点で今後の課題としてさらなる発展を EU法があらゆる条件をクリアしなければならない。 各国の行政部の代表から しか

ことであった。 もう一点は、 これまで政治的宣言に留まっていたEU基本権憲章に速やかに法的拘束力を付与すべきであるという しかし、このたびのリスボン条約体制で、この要件もようやく満たされ、所与の目的を達成した。そ

のうえで、 というのでは、 ないと考える。 しかし、 の前に、 その意味で、このたび優位性の原理がリスボン条約から削除され、付属文書に格下げられたのは 優位性の原理が明文化されたことも憲法条約の批准が拒否された大きな一因になっているように思われてならな その前提になるのがこのたびEU基本権憲章に法的拘束力を付与されたことに直接につながってい EU法の優位性の原理を欧州憲法条約に盛り込もうとして、フランス、オランダの批准手続きで発効が躓 EU法の国内法に対する優位性の原理を条約の中に明文の規定で盛り込むことが望まれる。ところが、そ 各加盟国からもあるいはEU市民からも信頼されない。 E U が 今 日、 公権力行使をする場面が増大して、いまだEU市民に目に見える形で基本権憲章が 応理解できる。 るに違い

ゆるレベルの国内法に絶対的に優位する、からである。 的宣言から脱して基本権憲章に法的拘束力が付与された意義は大きいと。 定に入れることができるのではないだろうか。今後、それを可能にするため、このたびのリスボン条約体制で、 することが先決だからである。EU法がそうなってこそ、真に「国内法に対するEU法の優位性」を条約の明文の規 国に認識されるには、 というのは、 EU法の優位性というのは、 EU法の民主主義の赤字を解消し、さらに基本権憲章を宣言し、早くそれに法的拘束力を付与 で直接的適用性をもつ、ありとあらゆるレベルのEU法が、 あらゆるEU法が憲法を含むあらゆる国内法に優位すると各 ありとあら 政治

権憲章が採択されるまでの道のりを辿ってみたい。 かしながら、 EU基本権憲章がEUに採択されるまでの道のりは長く、 経済的統合をめざすEUが何を根拠にこれまで基本権保護に力を 決して平坦ではなかった。次にEU基本

注いできたか垣間見ることができるであろう。

#### 三.三 人の自由移動と基本権保護

人が開業の自由(全) 権保障や各国が加盟している欧州人権条約の遵守に任せてきたところがある。⑷ された経済的空間に過ぎなかった。したがって、もし人権侵害の問題が起きた場合、どちらかというと加盟国 完成という目標のなかで、 自由移動、 E U は 同一労働同一賃金の原則など男女の差別を禁止する規定はあった。 EEC設立の当初、 (right of establishment) を求めて経済活動を行う者であり、そこでの市場はまさに経済的側 自由に行きかう人とは実際には、 人権には消極的だったと言われている。 雇用を求めて行きかう労働者であり、 確かにEEC条約には共同市場における人の しかし、 EECが目指した共同市場の 自営業者または法 面に限定 内の人

げられていった」のである。 (45) 州議会選挙における選挙権も付与される。そういうEU市民権に基づくEU市民が登場したのである。これにより、 EU市民はもはや雇用あるいは経済活動を求めて自由に移動するファクターでなく、EU市民としてEU域内を自由 まさに「ECによる保護の対象は…市場の要素である労働者としての『ヒト』から、次第に全人格的な『人』へと広 に移動し、 たからである。この条約により登場したのは、 かしその後、一九九三年一一月に発効したマーストリヒト条約で、大きな前進があった。 他の加盟国に居住していれば、 たとえ国籍が違っても、居住国の地方選挙に投票もできるし、 経済的側面の労働者ではなく、 政治的な意味のEU市民権だった。(4) EU市民権が創設され 居住国の欧

### 三・四 法の一般原則による基本権の保護への契機

全人格的な人の自由移動が可能になる「自由、安全および司法の領域」にはしかし、 それ以上に高 い人権の保障が

EU法の現在 (加藤)

効性は共同体法によって決定されるべきであり、ドイツの国内法によって決定されるべきではなく、 史の中で、 求められる。 人権についての共同体のコンセプトに違反するものではないと判断された。もし共同体法の意味をドイツの と主張したが、 の基本法に定める基本的人権 事会社事件判決である。 ときであり、 前者における事件は、 二度あったと考える。 二度目はずっとその後、 しかしEUが真に基本権保護に本腰を入れねばならないきっかけが訪れた。その契機は、 同行政裁判所はこれを共同体裁判所に付託した。すると、 この事件で、 一九七〇年、 (経済的自由、 一度目は、 二○○四年に東中欧諸国が第五次拡大としてEU加盟が見込まれたときである。 原告は、 ドイツの行政裁判所から付託されて先行判決を下した欧州司法裁判所 処分の自由など) 前述した一九七四年のドイツ憲法裁判所 Solange I 事件判決が下され 輸出入許可にかかる預託金制度を規定する二つの共同体規則 に反するのでドイツにおいて適法とされるべきでは 同共同体裁判所は、 これら共同体規則の有 問題の EU統合の歴 玉 諸規定は がドイツ の国際商 内法に な

的人権に反するかどうか、 catalogue of fundamental rights) を欠いている、 である別個の法秩序であると述べたうえで、 同憲法裁判所は、 かくしてドイツ憲法裁判所はドイツ憲法と二つの共同体規則の関係を考察しなければならなくなった。 よって解釈することを許せば、国ごとに共同体法の解釈は異なることになる。そう判断された。 (この時点ではまだ直接選挙が実施されていなかった)、 かし事件はこれで終わらなかった。 共同体法はドイツの国内法の不可欠の一部でもなく、 別途ドイツの連邦憲法裁判所に事件を付託したからである。これが Solange I 事件であり、 というのも、 しかし同時に、 したがって、基本的人権に対する共同体の保護がドイツ憲法のそれに またドイツ憲法に匹敵する基本的人権 同行政裁判所はこれらの諸規則がドイツの基本法に定める基本 同憲法裁判所は また国際法でもない、 共同体が直接選出される議会を持たず の成文カタロ それは自律的な法秩序 グ 九七四年、

準じるようになるまで、共同体規則はドイツ基本法の人権規定に従わなければならないと判示した。この判決は、(郷) 同体法の弱点に潜在的な異論を示すものであった。

共

### 三. 五 加盟各国の共通の憲法の伝統と欧州人権条約

容が 定性の点でまだ不十分であった。」 基本権に違反する共同体の措置は認められない」と判示。このようにして「法の一般原則としての基本権の保護の内 判所は「加盟国に共通の憲法的伝統から示唆を受けねばならず、当該加盟国の憲法により承認され、かつ保障された 判例も蓄積していく。 これを契機として、欧州司法裁判所も加盟各国の憲法に共通の一般原則という形でEUが基本権保護を重視し始め、 『加盟国に共通の憲法的伝統』に依拠することが明らかとされたが、成文の基本権目録と比較した場合に法的安(蛍) Solange I 事件判決直後の Nolt 事件判決で、基本権保護を確保するにあたって、 欧州司法裁

同体の枠内で従われるべき指針を示すことができる」と判示して、加盟各国が批准している欧州人権条約[8] などをEU司法裁判所の依拠すべき指針としていくのである。 かくして、欧州司法裁判所は「加盟国が協力して作成し又は署名国になっている人権保護のための国際条約は、 E C H R 共

たこれまでの権利保護に従い、遵守を宣言したものである。 よび委員会の「基本権共同宣言」(Joint Declaration) によって強化された。これは欧州司法裁判所が判例で示してき EU (共同体側) の基本的人権に対する積極的な姿勢は、一九七七年四月五日になされた欧州議会、閣僚理事会お

かくして、一九八六年に、Solange II 事件で、ドイツ憲法裁判所は、 ついに共同体の基本的人権に対する保護はド

たと判示された。(56) Handelsgesellschaft 事件判決では、ドイツ憲法の人権規定に照らして共同体規則を審査する必要はもはやなくなっ イツ憲法の示すレベルに十分適合するように発展したと述べ、以前の  $Solange\ I$  判決を変更した。また、Wunsche

### 三・六 第五次拡大とさらなる基本権保護の取り組み

準を決定した。それは一九九三年のコペンハーゲン欧州理事会において決定されたので、一般にこれは「コペンハー がEUに加盟することが予定されていた」。EUはこれら東中欧諸国との加盟交渉に際して、新規加盟するための基際 ゲン基準」と呼ばれている。それによれば、新しい国、とくに東欧諸国の加盟を意識した要件として⑴民主主義、法 EUの第五次拡大のときであろう。当時はまだ人権の保障に不安が残り、また「政治的に不安定であった東中欧諸国 るためには、基本権に関するEUとしての基準を明瞭に示しておく必要があった」わけである。 「こうして民主主義や人権、少数民族保護を加盟の要件とする方針が貫かれ」、「これらの国々に基本権の保護を求め の支配、人権および少数民族の尊重と保護を保障する安定した諸制度を有することという政治的基準が掲げられた。 しかし、EUの基本権保護に対するより積極的な取り組みを迫られ、何より衆目を集めたのは二○○四年における

を促進する旨が規定されたからである。 九八六年の単一欧州議定書ではそれが明確に反映されていく。というのも同欧州議定書の前文で、基本権の尊重 加盟国憲法に共通の伝統および法の一般原則を基礎として、欧州人権条約及び社会憲章に従って民主主義

さらに一九八九年一二月、基本条約とは別にEC社会憲章なるものが採択された。

### 三・七 一九八九年労働者のための社会憲章の採択

労働社会政策分野の立法活動が長いこと停滞していた。 ズムを取り戻し、経済を再活性化しようとする。したがってEUレベルでは、サッチャー率いるイギリスの拒否権で るために、 イギリスのサッチャー政権からすれば、これまで高失業をどうにも解決しえない社会システムの機能不全を回復させ をも図る仕組みを模索する、という戦後ヨーロッパに共通の社会的妥協があった。しかし、七○年代後半に登場する 市場経済の枠組みは維持しながらも、様々な社会的規制や福祉の仕組みを加味することで、 義的な勢力と、他方には、 濱口桂 一郎によれば、「60 戦後ヨーロッパの社会的妥協にアンチテーゼを表明し、徹底した規制緩和により、 戦後のヨーロッパには、どちらかと言えば、経営者を支持基盤とする市場志向をとる自由主 組織労働者を基盤とする社会主義的勢力とのある意味での社会的妥協があった。そこでは ある程度、労働者の保護 何とか市場にダイナミ

付属する社会政策協定が実現する。(8) しようとドロール欧州委員長のもとに労働社会政策が進展していき、(②) この状況を打開するためにEUレベルにおけるソーシャル・ヨーロッパ社会モデル(European Social model) 単一欧州議定書、そしてマーストリヒト条約に を追求

Workers, December 9, 1989)が採択された(64) 年一二月九日、 草案を発表する。その後、同年一〇月、第二草案が提案され、最終的にイギリスの反対にもかかわらず、一九八九 この延長上に、 すなわち「労働者の基本的社会権に関するEC憲章」(The Community Charter of Fundamental Social Rights of ストラスブール欧州理事会で一一か国の政治宣言 一九八九年三月における欧州議会の決議に沿う形で、同年五月、 (法的拘束力のない) として、 欧州委員会は最初の社会憲章の第 労働者のための社会憲

争力の強化のみに重点を置くのではなく、 そこでは、ドロール委員長らが追い求めたヨーロッパ社会モデルに沿うべく、域内市場の統合が経済問題や企業競 か国のEU加盟国によって採択されたわけである。(⑤)の強化のみに重点を置くのではなく、労働者の権利が軽視されることのないよう、 一九八九年、 イギリスを除く

の改善を促進する必要性に合意した」と規定され、設立当初から、すでに労働者の権利保護は共同体の重要な目標の つに置かれていたのである。さらに、憲章前文によれば、 同社会憲章の前文によれば、設立当初のEEC条約第一一七条で、「加盟国は労働者の生活の改善および労働条件 の欧州社会憲章(European Social Charter) に示唆を受けるとしていた。(図) そのため、 共同体はILO条約および欧 州評議会

子どもと青年の保護 consultation and participation for workers) た、欧州委員会は、 (Vocational training) 者の基本的社会権」("Fundamental Social Rights of Workers")と題され、 ("Implementation of the Charter") と題し、 (Council of Europe) かくして採択された同社会憲章は、 (Social protection) (Employment and remuneration)、③生活および労働条件 (Improvement of living and working conditions)、 との一二項目にわたる個別の分野における目標が示された。これに対して、第二部では、 同憲章の目標を具体化するために、四七の措置を提示した行動計画を策定した。委員会はこれに (Protection of children and adolescents) 7男女の機会均等 5 結社の自由と団体交渉権 前文のほか、二つの部(two titles)計三〇条からなっており、 (Equal treatment for men and women) 憲章実施に関する加盟国、 (9)職場における健康と安全 (Freedom of association and collective bargaining) 山高齢者 (Elderly persons)、および印身体障害者 (Disabled 欧州委員会の責任、 (Health protection and safety at the workplace) (1)移動の自由 (8) 労働者の情報・協議・ (Freedom of movement) 手続きなどが定められた。ま 「社会憲章の実施 参加 第一部は、 (6) (Information, 職業訓 (4)社会的 (2) 雇 「労働 用

かった。 基づき、多くの立法提案をしようとしたが、全会一致のルールがあり、ここでもイギリスの拒否に会い、 実現できな

リスのオプト・アウトも事実上幕を閉じたといわれる。 もあり、 した形で、一一か国で合意に達した意義は大きい。もっともイギリスでは一九九七年に労働党が政権に復帰したこと だが、マーストリヒト条約の付属の議定書で、労働条件、労使関係、男女均等についてイギリスをオプト・アウト 同年六月に成立したアムステルダム条約では、基本的に労働分野に関するかなりの部分に進展があり、

「労働者の基本的社会権に関するEC憲章」に規定された諸権利は、このたび法的拘束力を与えられたEU基本権

憲章の第四編第二七条以下に盛り込まれた。

的パートナー間の対話の促進を図るべく規定する。また、 連する必要条件を考慮する」と規定する。そのうえで、同機能条約は一五二条で、 のための法的枠組みが提供された。 いて、男女間の不平等を除去し、平等を保護することを目標」とし、そのために九条で「同盟は、 さらに、リスボン条約により改正されたEU機能条約においては、八条において「連合は、そのすべての活動にお 適切な社会的保護の保障は、社会的排除に対する戦い、および高水準の教育、 同機能条約は一五四―一五五条において、 互いの自律性を尊重しつつ、 訓練並びに人間の健康の保護に関 高水準の その社会的対話 雇 用 社会 の促

### 三:八 EU基本権憲章を政治的宣言として採択

一九九九年六月三—四日、 ケルン(Cologne)で開催された欧州理事会においてドイツ主導による決定が下され

EU法の現在 (加藤)

EU基本権憲章を策定するプロセスが開始された。同理事会は基本権憲章の起草のためのコンベンションにこれを委 ねたのである。コンベンションは一九九九年一二月一日に総会を開き、 一日に憲章草案を採択した。それは歴史的意義を持つ瞬間であった。 その後起草作業を続け、翌二〇〇〇年一〇月

Fundamental Rights of the European Union)の成立である。 の形で、EU基本権憲章が採択された。二〇〇〇年一二月七日のEU基本権憲章 (The European Union Charter of れをEU基本権憲章として「厳粛に宣言した」(solemn proclamation) のである。こうして、EU史上はじめて、 は直ちに欧州議会そして欧州委員会に送付され、二○○○年一二月七日、理事会、欧州議会、 これを受けて、ビアリッツ欧州理事会(the Biarritz European Council) は全会一致でこれを承認したのである。 欧州委員会は共同でこ

## 三.九 基本権のリステイトメントとしての特徴と意義

#### 三:九.一 憲章が掲げる諸権利

案の二部から削除され、 権憲章も同時に採択された。この憲章は欧州憲法条約が起草された際、 しフランス、オランダの国民投票によって拒否され、挫折した。 が滞ることになったが、二○○二年一○月の国民投票では賛成票が多数を占めた。その後、 二〇〇一年六月、アイルランドで実施された国民投票で、条約を批准しないことが決定されたため、同条約の発効 全加盟国の批准が完了したことを受け、 独立して法的拘束力が与えられた。 同条約は二〇〇三年二月一日に発効した。また、ニースでは、 しかしこのたびのリスボン条約では欧州憲法条約草 その第二部で盛り込まれるはずだった。 同国はニース条約を批准 EU基本

般規定 憲章が掲げる権利のリストは「第一編:尊厳(human dignity)」、「第二編:自由(freedoms)」、「第三篇:平等(equality)」、 (general provisions)」の七つのチャプターの下に、五四か条、 連帯 (solidarity)」、「第五編: 市民の権利 (citizens' rights)」および「第六編:司法 五四の権利が掲げられている。以下にその特徴 (justice)」、「第七編:一

権利は、 ろん、EUに加盟している諸国はすべてこの条約を批准しており、EU司法裁判所が判例を通じて加盟国に共通の法 である。 と意義について述べる。 かつ社会的権利からなる社会憲章(第四編) の一般原則の一つとして導入した。さらに、マーストリヒト条約で導入されたEU市民権(第五編)、さらには経済的 (Council of Europe) が作成した条約であり、主として市民的かつ政治的権利である。イギリス、フランスなどはもち に規定する諸権利である。 憲章のなかで規定されたこれら諸権利は、新しいというものでなく、「既存の権利をまとめたリステイトメント」 ひとつは各加盟国の憲法に共通な基本権である。次に、 既存のものを、 重層的ではあるが、それらを一体化して規定した広範な人権からなるリステイトメントであ 人権条約は世界人権宣言の自由権を欧州で集団的に保障して行こうとして欧州評議会 も規定されており、そういう意味でいうならば、 加盟国がすべて批准している欧州人権条約 基本権憲章に掲げる諸 E C H R

#### 三:九:二 いくつかの新規な諸権利

る。

(三三条) や、マーストリヒト条約で導入されたEU市民権に付加された「適正な行政を求める権利」 「個人情報の保護」(72) 同時に、そこには、 (第八条)、「子どもの権利」(二三条)、障害者差別の撤廃に通じる「障害者の権利」(二六条)、 多数の諸国 からなるEUならではの 「文化、地域および言語の多様性に関する規定」 (四一条)、さら

現代的な需要を十分満たす諸権利も含められていることに留意したい。それらは各編ごとに以下に示される 「高齢者の権利」(二五条)、も付加され、「良好な環境に対する権利」(三七条)、「消費者保護」(三八条)といったより

「第一編:尊厳(human dignity)」(一—五条):「個人情報の保護」(第八条)

「第二編:自由(freedoms)」(六—一九条)

「第三篇:平等(equality)」(二○─二六条):「文化、地域および言語の多様性に関する規定」(三三条)、「子ど

もの権利」(二四条)、「高齢者の権利」(二五条)、「障害者の権利」(二六条)

「第四編:連帯(solidarity)」(二七―三八条):「良好な環境に対する権利」(三七条)消費者保護」(三八条)

第五編: 市民の権利 (citizens' rights)」 (三九—四六条):「適正な行政を求める権利」 (四一条)

第六編:司法(justice)」(四七—五〇条)

第七編:一般規定(general provisions)」(五一—五四条)

判所が長い時間をかけて、加盟国に共通の憲法伝統あるいは一般原則という形で判例を築き上げ、EU基本権に組み判所が長い時間をかけて、加盟国に共通の憲法伝統あるいは一般原則という形で判例を築き上げ、EU基本権に組み により保障され基本権および加盟国に共通の憲法的伝統より生じる基本権はEU法の一般原則を構成する」と規定さ 入れられたのである。 以上みたように、様々な基本的権利が憲章に一体的に規定されたが、大事なことは、それらはこれまで欧州司法裁 そのことはリスボン条約で改定されたEU条約六条三項のなかで「欧州人権条約 E C H R

れていることでも理解されよう。

## 四.EU基本権章とTEUまたはTFEUとの関係

機能条約の条項の対象になるものは、これらの条約が定める条件に従って行使されるものとすることに留意する必要 権利の位置づけが異なるので注意を要する。 しかしながら、もしEU基本権が既存の基本権を一体化したに過ぎないのだとすれば、それぞれについて まずEU法との関係であるが、 基本権憲章のうち、 EU条約およびEU

がある

(憲章五二条二項)。

同じ意味と範囲を持つ、とみなされることとなった。 をEU基本権憲章が含んでいる場合、 を持つものとして解釈することが義務づけられている。すなわち、同条約において規定される権利に相当する諸権利 ている。 定めているとき、基本権憲章上の権利は人権条約上の権利と同じように解釈・適用されなければならない」と規定し ておかねばならない。 **四**: 二 また、 EU司法裁判所がこれらの権利を解釈する際、これらを欧州人権裁判所(ECtHR) EU基本権憲章のなかに欧州人権条約が同時に存在しているので、 同基本権憲章は、 同憲章が含む権利の意味と範囲は、 その調整のため、 第五二条第三項で、「両者が互いに相当する権利について 欧州人権条約 両者の関係についても明確にし (ECHR) に定めるものと のそれと同等の意味

#### · 三 EUCFRの範囲と解釈

憲章五一条一 項によれば、 EUの権限を越えてEU法の適用分野を拡張したり、 EUに新たな権限を追加

EU法の現在(加藤)

たり、 EU諸条約に定義されている権限を変更するものではないとの前提に立っている点も留意すべきことである。

害されたとき、その救済は法人格を持つEU自身がリスボン条約の下、それ自身で人権条約に加盟することが義務づ 救済をえることとなるからである。同時に、EU市民は、すでに自国の人権侵害に対して、人権裁判所での救済にす けられた意義は大きい。 済を仰ぐこととなる。 こでの救済の道が尽くされてなお、 使により人権を侵害された市民は、まずもって自国の憲法に基づき、 るはずである。さらにEU司法裁判所の判例と欧州人権裁判所(ECtHR)の判例とが調和的に発展するであろう。 でに経験を持っている。 しEU自身がECHRに加盟すればどのような利点が考えられるであろうか。 四 四 さらに、 同条約六条二項では、EU自身が欧州人権条約(ECHR) 他方、同じ市民がEU市民として、EUの諸機関の公権力行使によりEUCFR上の人権を侵 したがってEU自身がECHRに入れば、 加盟すれば、これまでより以上に、条約上の権利についてEU市民は直接的に人権裁判所に 人権侵害が救済されないとき、 初めて人権条約に基づき、 なお複雑さも免れようし、 自国の裁判所で救済の道を探ることとなる。 に加盟することが義務づけられた。も 各加盟国において、そこでの公権力行 EU市民の信頼も高ま 人権裁判所における救

章のポーランドおよびイギリスへの適用に関する議定書」で認められたことであるその第一条によれば、 U裁判所も欧州人権裁判所も、 四<u>.</u> 五 留意すべきは、イギリスとポーランドが諸条約の内容に一部解釈上の留保を求め、 両国の法令について同憲章違反認定する権限を拡張するものではないとしている。 (②) それは 「EU基本権憲 Ε

#### 五.結びにかえて

これまでの政府間交渉の対象だったものが、超国家的領域に入った。この領域に入るカウンターパートとしてEU基 いに高められたと思われる。その意味で、EU基本権憲章に法的拘束力が付与された意義は大きい。 本権憲章に法的拘束力が付与されたことも理にかなっており、これにより、 いることが分かった。 ①リスボン条約体制下で、これまで政治的宣言にとどまっていたEU基本権憲章に法的拘束力を付与した意義は極 これはマーストリヒト条約で設定された三本柱の列柱構造がリスボン条約で解消されたことと関連して 同時にかつての三本柱である「警察・司法協力」が 「自由・安全・司法の領域」と改称され EUの公権力の行使に対する正統性が大

の憲法的伝統 接的には二つの動機づけにより、 共同体諸規則をドイツ憲法に優位させて適用するわけにいかないと判示して以後、 ドイツの東西統一以後、 つの動機づけとは、一つは、一九七四年のドイツの憲法裁判所による判決であり、もう一つは契機に、一九九○年の ら、基本権保護にとくに積極的な規定を設けておらず、欧州司法裁判所もそれに消極的だった。にもかかわらず、 (2)また、 般原則として、 共同体規則とドイツ憲法の規定とが衝突した際、当時のECが基本権のカタログを備えていない段階では、 上述したように、EEC設立当初から、条約は、 また、 積極的に基本権保護へ本腰を入れて行ったこと、そして、さらに、その後も、 加盟各国が批准している欧州人権条約を引出して今日の基本権憲章へ道を開いた点を明らかに 大挙して、東欧諸国がEUへ加盟申請をしてきたことである。 欧州司法裁判所が次第に基本権保護に積極的になっていくのを見てきた。それら二 経済的側面の統合に主眼を置いていたがゆえに、 欧州司法裁判所は、 とくに前者のドイツ憲法裁判 加盟各国に共通 各国に共通の 当初か 直 同

した。

国が大挙してEUに加盟申請するのを見込み、二○○○年、EUは政治宣言として基本権憲章を採択した。 らに積極的になる契機として一九九○年のドイツの東西統一以後、 また、 E U は、 九八九年、 欧州モデルとし労働者のための社会憲章を採択するとともに、 政治的にも、また人権保障にも不安の残る東欧諸 EUが基本権保護にさ

持っていた。 拠をただ、 主権の一部を制約したことを前提に、 欧州司法裁判所 ③そしてその延長にこのたびのリスボン条約体制下でそれに法的拘束力が付与された。筆者は、上に述べたように、 加盟国の主権の一部の制約根拠とするだけで、果たして加盟各国は納得するであろうか、いささか疑問を (以前のECJ) が、一九六〇年代に、条約を目的論的に解釈して、加盟各国 判例により、共同体法の優位性を大胆に確立したのは評価する一方で、その根 が加盟に当たってその

峙するときの各国司法部のディレンマを根本的なところで解きほぐすのに大いに貢献するものと思われる めて大きい。イギリスはもちろん、遅れて加盟した多くの諸国にとり、EU法の正統性、そしてEU法の優位性に対 に政治宣言としてEU内で採択され、そしてこのたび、 イギリス司法部の長いディレンマ、それはイギリス憲法に課せられた大きな問題であったが、 英米法をささやかに研究してきた筆者にとり、イギリスがこのEU法の優位性に議会主権をどう整合させていくか、 EU法そのものの民主性、EU法の正統性に関わる問題でもあった。その点で、EU基本権憲章が二○○○年 リスボン体制下で、 それに法的拘束力を付与された意義は極 同時に、EU法にとっ

(4) さらにまた、 それの適用される範囲も拡大したことも評価される。 リスボン条約によるEU条約、 EU機能条約の改正により、 通常立法手続きは、従来の共同手続を実質的に引き継ぎ 立法過程に新しく通常立法手続

るEUへの一歩を踏み出したといえる。 行うよう促す発議権をもつこととなった意義も大きい(TEU一一条四項)。加盟国からなるEUから連合市民からな 意義は高いと言えよう。また、EU市民が一○○万人以上の署名を集めれば、 ながら、 欧州議会が理事会との関係がこれまで以上に対等になった。これも欧州議会の民主的統制の拡大へつながり、 欧州委員会に対して、EU法の提案を

州憲法条約を引き継いでおり、 されていても、なおそれらはEUの名称で統一されているだけでなく、複雑さは残るが、 の文書ではない。しかし、二つの条約、すなわちEU条約とEU機能条約、 ⑤最後になるが、リスボン条約による基本条約の改正は、発効を断念した欧州憲法条約のように体系化された単一 現時点における統合としては適切と評価される。 およびEU基本権憲章とにそれぞれ分散 実質的に発効を断念した欧

- 1 Federalism, (Ashgate, 2011), at pp.41-56. See e.g., Ingeborg Tömmel, The European Union-Federation Sui Generis?, included in Finn Laursen, ed., The EU and
- 2 GDP:一六兆二八二億ドル(日本の三・二倍、米国の一・一倍) 面積:四二三・四万㎞(日本の一一・三倍、米国の〇・四五倍) (外務省データ) 総人口:五億二五〇万人(日本の三・九倍、 米国の一・六倍
- 3 EU条約第三条二項:「連合は、域内市場を設立する。」およびEU機能条約二六条以下参照
- (4) In regard to the Euro crisis, see e.g., 1 November 2011, The Guardian.
- 5 定されていた。但し、TFEU第一三九―一四四条に適用除外規定(オプト・アウト)が認められており、イギリスとデン ユーロを導入するには、インフレ率、 EC条約においては、EU加盟国は、 政府財政赤字等、定められた一定の参加基準 基本的にEMU (経済通貨同盟) に参加し、 (経済収斂基準) に達しなければなら 単一通貨ユーロを導入することが想

マー つ、経済条件の充足状況によって参加・不参加の判断を行うとの立場を確認した。 ギリス政府はユーロへの参加移行計画 の一部及び欧州中央銀行制度(ESCB)の権利義務の一部の適用を除外されている。これに関連して、二○○○年三月、イ 一○○四年及び二○○七年加盟の一一か国)は、「Member States with a derogation」(ユーロ非参加国)として、条約の規定 クは適用除外が認められている。また、一定の経済収斂基準を満たしていない国(スウェーデン及びスロベニアを除く (National Changeover Plan)改訂版を発表。政府としてはユーロ参加準備を継続しつ

- 6 機能条約の条文のは基本的に鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開』(ミネルバ書房、二○○九年)所収の条約の Jean-Claude Piris, The Lisbon Treaty—A Legal and Political Analysis, Cambridge UP, 2010, pp.146-66. なお、EU条約、 邦訳に依拠し、また参考にした(執筆者が一部加筆修正)。また、その注釈的解釈としては、庄司克宏「EU条約コンメン 置く」と規定し、さらに同条約六条一項で「連合は、条約と同じ法的価値を持つ、二〇〇七年一二月一二日にストラスブール において再確認された、二○○○年一二月七日のEU基本権憲章に定める権利、自由および原則を認める」と規定した。 人の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配の尊重、および少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重という価値に基礎を リスボン条約にEU基本権憲章についての明文の規定はないが、リスボン条約で改正されたEU条約の第二条で「連合は ル」(「貿易と関税」二〇一一年号連載)を参照
- Maurizio Carbone, National Politics and European Integration, Edward Elgar Pub. Ltd, 2010, pp.16-33 Thomas Christiansen, The EU reform process: from the European Constitution to the Lisbon Treaty, included in
- 8 年六月に合意。 European Union)参照。それにより二〇〇二年二月末から欧州諮問会議(Convention)が開催され、二〇〇三年七月一八日に するよう委託され、ラーケン宣言が採択された。その中に、既存の条約の簡素化・再編成が憲法制定に向かい得る可能性が示 唆された。二〇〇一年一二月一四日一五日ラーケン欧州理事会議長国報告書一(Laeken Declaration on the Future of the 最終版としての欧州憲法条約草案がまとめられた。のち、それは政府間会議に提出され、 欧州憲法条約草案は、二〇〇一年一二月の欧州理事会において欧州諮問会議を開催し、欧州の将来のあるべき方向 同年一〇月二九日に加盟国により署名された。 一部の修正が施されたが、二〇〇四

- decision, 1 Eur. L.J. 219 (1995), and Paul Craig, Constitutions, Constitutionalism, and the European Union, 7 Eur. L.J. 125 See e.g., J.H.H. Weiler, Does Europe need a Constitution? Reflections on demos, telos, and the German Maastricht
- and in the Accession Countries Bulgaria and Romania (IEP Ratification Survey, 10 August 2006), para Great Britain, p.14 細谷雄一「リスボン条約とイギリス」日本EU学会年報第三一号(二一一年)所収一五七頁参照。 William Metzger and Katrin Pecker, The State of Ratification Processes for the EU Constitution in all Member States
- アイルランド国民の懸念の払拭に努めた。二○○九年一○月二日の二度目の国民投票が実施され、賛成を得た。 アイルランドは、EU加盟二七カ国中、批准手続きに際し、唯一国民投票を行ったが、二○○八年六月の国民投票 にて、そこで条約への批准が否決された。これを受けて、二○○八年一二月及び二○○九年六月の欧州理事会において、
- たEU機構制度改革議論の停滞に終止符が打たれた。 これにより二○○五年五月のフランス、六月のオランダにおける国民投票で欧州憲法条約の批准が否決されたことで生じ
- するため、アムステルダム条約とニース条約によって開始されたプロセスを完成することを希求し、EU条約、EC設立条約 スボン条約と称される旨、規定。 正する旨、 条約の改正を規定、二条:EC条約の改正、およびEC条約の名称をEU連合機能条約に変更する旨、規定、三条:本条約の および欧州原子力共同体条約を改正することを決意した」と。さらに前文に続く一条から七条の規定は以下の通り:一条:EU 有効期限は無期限である旨、規定、四条:議定書一はEU条約等に付属する議定書の修正。議定書二は欧州原子力共同体の改 リスボン条約の前文は次のように述べている:「連合の効率および民主的正統性を促進し、かつその行為の一貫性を改善 規定、五条:条文番号の変更について規定、六条:本条約の批准手続きと寄託先について規定、七条:本条約はリ
- 14 [EUの設立・目的、EU市民権、 EUの権限、 機構制度(Article I-1-Article I-60)]
- (15) (Article IV-437-Article IV-448) (Article IV-437-Article IV-448)
- (台) Treaty on European Union, or TEU; also known as the Maastricht Treaty

- 18 Treaty establishing the European Community, or TEC; also known as the Treaty of Rome
- (Article II-61-Article II-114)
- 20 州石炭鉄鋼共同体は、後に欧州連合(EU)の一部となる。また、リスボン条約ともに、欧州原子力共同体(およびその設立 ECSC条約は一九五二年七月二三日に発効し、その五○年後の二○○二年七月二三日、条約の定めに従い失効した。欧 は、部分的に改められるが、存続する(リスボン条約附属第二議定書参照)。
- See e.g., The Treaty of Amsterdam in Perspective, BMDF book series, 2nd edn., 1998
- ス条約と欧州統合の新展開」日本EU学会年報第二三号(二〇〇二年)参照 See e.g., The Treaty of Nice in Perspective, BMDF book series, 2001. Also see, EU Studies in Japan, vol., 22 (2002).
- Jean-Claude Piris, supra note, at pp.146-66.
- リスボン条約で改正されたEU条約第一条の三段によれば、「連合は本条約およびEU機能条約を基礎に創られる。これ
- ら二つの条約は同等の法的価値を有する。連合は欧州共同体にとってかわるものとし、かつ欧州共同体を継承する」とある。 担うことが可能となった。 foreign and security policy)を設置した。欧州憲法条約のなかではEU外務大臣が盛り込まれたが、これはリスボン条約で除 この分野に対するEU司法裁判所の管轄権はなお制限される。その結果、リスボン条約体制でもなお、二本柱になっていると 去された。さらにこの上級代表は欧州員会の副委員長(Vice-president of the Commission)も兼職することとなった。これに 理解されよう。しかし、外務理事会常任議長に新しい職責にEUの「外務安全保障政策上級代表」(High Representative for 共通の外務・安全保障政策に関しては、リスボン条約の改正によって未だ超国家的権限に吸収されていない。したがって、 EUの共通外交安全保障政策に関する主要な任務を一人の人物が兼務することにより、対外関係を一体的かつ継続的に
- 当時の正式名称は、 警察・司法分野におけるEU加盟国間の協力制度は、マーストリヒト条約に基づき導入された(EU条約旧第K条参照)。 「司法・内政分野における協力」であり、 同条約に基づく緩やかな政策協力として始まった。その主な対

象は、 ろう。ECへ委譲した主たる管轄権は域内における移民政策などである。 約による改正の最重要ポイントは加盟国が司法・内政分野における一定の管轄権をEU 移民・庇護政策、また、国境検査、麻薬取引やその他の重大国際犯罪対策の調整であった。しかし、アムステルダム条 (厳密にはEC) に委譲したことであ

- 岞 ここでの自由には、EU条約三条二項によれば、人の移動の自由の保障、あるいはまた、 さらには、 国境(EU域境)検査、庇護・移民政策、ビザの発給も含まれよう。 人権の保護やあらゆる差別の禁
- 違法な薬物・武器取引、 ここでの安全には、EU条約三条二項によれば、犯罪の防止と撲滅、とりわけ、テロ、 贈収賄および詐欺が含まれよう。 人身販売、子どもに対する犯罪
- (29) EU市民に対する司法の保障をいう。
- See e.g., Jean-Claude Piris, supra note, pp.167-203.
- 31 防止と撲滅に関して適切な措置を取りながら、人の自由移動が保護される」と規定した。具体的な運営については、EU機能 界線のない自由、 条約六七条以下を参照 人々の安心と安全を確保しながら人の自由移動を容易にすることを決意し」、同EU条約三条二項では「連合は内部に境 EU条約の前文一二段で「本条約およびEU機能条約の諸規定に従い、自由、安全および司法の領域を確立することによ 安全および司法の領域をEU市民に与え、そこにおいては、対外国境管理、亡命者庇護、移民および犯罪の
- 32 Ingolf Pernice, The Treaty of Lisbon and Fundamental Rights, WHI-Paper 7/08, pp.236-7
- ( $\mathfrak{S}$ ) Case 6/64, Costa /ENEL [1964] ECR 1251.
- 34 Case 26/62, Van Gend en Loos v Nederlandse Administrative der Belastingen [1963] ECR 1
- nationals." sovereign rights, albeit within limited fields and the subjects of which comprise not only member states but also their The Community constitutes a new legal order of international law for the benefit of which the states have limited their
- John Marshall (1755-1835). うち、一八〇一年から一八三五年まで史上最長の合衆国最高裁判所長官を務め、 アメリカ初

期における連邦主義の基礎を築いた。

- 37 会主権と議会制定法の階層化について―EU法の優位性とイギリスのおけるコモン・ローの発展」日本法学七七巻二号四二頁 加盟から画期的判決の一つと言われるファクタテーム事件判決が出るまで、三〇年近くもかかっている。拙稿「イギリスの議 スの司法部が多くの判決のなかで費やしてきた年月の労力は相当なものである。まだ解決したとは言えないが、一九七三年の 一九七三年に当時のECに加盟したイギリスは憲法に議会主権をかかえ、これとEU法の優位性を整合させるのにイギリ
- Case 106/77, Ammistrazione delle Finanze dello Stato v. Simmethal [1978] ECR 629
- (\mathfrak{R}) Jean-Claude Piris, supra note, pp.112-45.
- 40 EUの基本的な手続きとなる われていた共同決定手続(co-decision)は、リスボン条約では、名称は、上述したように、通常立法手続きと称され、今後、 法手続(ordinary legislative procedure)と特別立法手続(special legislative procedure)に類別された。ニース条約の下で行 その他の非立法手続の二通りになった。そのうち立法行為についてはEU機能条約二八九条に規定され、大別して通常立 リスボン条約においては、これまでのさまざまな立法手続きを簡素化し、決定手続きは大別して立法行為のための手続き
- (41) EU機能条約四五条。
- (42) EU機能条約四九条。および五四条。
- 安江則子一EUリスボン条約における基本権の保護 ―ECHRとの関係を中心に―」立命館法学二〇〇九年一号(三二三
- 号)一八六頁。
- 44 これらの権利は、後掲のEU基本権憲章第五編 (第三九条〜第四六条) でも保障されている。
- (45) 安江前揭注論文一八五頁参照。
- 隆夫EU法基本判例集』(日本評論社、二○○七年)一四二頁以下参照 Internationale Handelsgesellschaft GmbH v. EVST, Case 11/70, [1970] ECR 1125; [1972] CMLR 255. 中村民雄・

- (47) 理事会規則 120/67. 欧州委員会規則 473/67.
- ( $\stackrel{\text{\tiny{der}}}{\text{\tiny{der}}}$ ) Solange I (BVerGE 37, 271).
- きである。そこでは、共同体裁判所により、尊重すべき「法の一般原則として不可欠の一部を形成」し、そうした権利の保障 「加盟国に共通の憲法的伝統に示唆されるものであり、共同体の構造と目的の枠組みのなかで確保されねばならない」とさ 一九六九年の Stauder 事件判決のなかで、共同体レベルにおける基本的人権の尊重の姿勢を出していたことは注目すべ
- 50) 庄司克宏『EU法 基礎篇』(岩波書店二〇〇三年)一六二頁参照
- Case 4/73 J. Nord, Kohlen-und BaustoffgroBhandlung v. Commission [1974] ECR 491, para. 13. 日本語訳は庄司訳に
- 内立法措置を長くとらずにいた。しかし、一九九八年ようやく人権法を制定して、人権条約の効力を国内にもたらした。 たが、一九九八年に両機関を継承して現在の欧州人権裁判所が設立されている。イギリスは、条約をいち早く批准したが、 言のなかの自由権を集団的に保障しようとする国際条約である。自由権を集団的に保障していこうという条約。一九五○年 一月四日、 European Convention on Human Rights (ECHR). 正式には、「人権と基本的自由保護のための条約」である。世界人権宣 ローマで調印、一九五三年九月三日に発効。条約履行を確保するため、欧州人権委員会と欧州人権裁判所を設け 玉
- (3) OJ [1977] C 103/1, 27/04/1977p.1-2).
- (54) Solange II (BVerGE 73, 339).
- (15) Wunsche Handelsgesellschaft case, 22 October 1986, [1987] 3 CMLR 325
- 所収)五二頁参照 にのみ協力するとしている。 改正されたドイツ憲法の二三条では、この基本法の基本権保障に匹敵する基本権保障を有しているヨーロッパ連合の発展 (岡田俊幸(一九九三)「マーストリヒト条約とボン基本法」(石川明編『EC統合の法的側面
- (57) 同右。

- 58 二二日、コペンハーゲンで開催された欧州理事会は、EU条約上の加盟申請要件を確認し、また、新たな要件を設けているが 法的要件、EC法の総体系の受容がある。 般にこれを「コペンハーゲン基準」と呼んでいる [Bull. BReg. 1993, 629, 632])。経済的要件のほかに地理的要件、 EU条約は一九九二年二月七日に締結され、一九九三年一一月一日に発効しているが、その間の一九九三年六月二一~
- 則と明記されるに至った。 さらには、 加盟各国が批准し、加盟している欧州人権条約を後のマーストリヒト条約において基本権は共同体法の一 般原
- 60 濱口桂一郎『EU労働法の形成 ―欧州社会モデルに未来はあるか?』(日本労働研究所、二〇〇一年)
- (61) 濱口前掲書一五—一九頁参照。
- (8) Desmond Dinan, Ever Closer Union, MacMillan, 1999, at p.423.
- (63) 同上、一四—一五頁参照。
- 64 K.Lenaerts and P.V. Nuffel, European Union Law, Sweet & Maxwell, 2011, at pp.397-416
- (5) *Ibid.*, at p.397.
- 66 現在、 承知の通り、労働条件の世界的な向上をもたらす解決策の発見を可能にする国際的な制度的枠組みで、二○一一年六月末 ⅠL〇には一八九の条約と二○一の勧告がある(ⅠL〇駐日事務所資料)。
- 67 CouncilはEUの元の首脳会議であるが、現在はEU条約上の政治的最高の意思決定機関である。 権保護を目的とした「欧州人権条約」を採択している。欧州人権条約が政治的、市民的権利を規定しているのに対し、欧州社 る権利を規定している。 会憲章は社会的、 一九六一年一〇月一八日に署名、一九六五年二月二六日に発効した。上に見てきたように、同評議会は、一九五〇年、人 経済的権利を規定。より具体的には、労働条件にかかわる権利、社会保障に関わる権利、社会的弱者に関わ なお、同評議会は、EUにおけるEuropean Councilとは異なるので注意を要する。European
- Organization and from the European Social Charter of the Council of Europe EEC Treaty Article117 sets out: inspiration should be drawn from the Conventions of the International Labour

- ば、 と定めている。庄司克宏編『EU法 同基本権憲章がEU司法裁判所と両国の裁判所が両国の法令等について基本権違反を認定する権限を拡張するものでない なお、イギリスとポーランドは「EU基本権憲章のポーランドおよびイギリスへの適用に関する議定書」の第一条によれ 実務篇』(岩波書店、二〇〇八年)三五六―五八頁参照。
- <del>70</del> 事手続のための人権保障」立命館法学二○○九年一号(三二三号)一三六頁。 アルビン・エーザー(A.Eser)著、高柴優貴子、松倉治代西本健太郎(共訳)、「EU基本権憲章における刑法および刑
- ジを提示している」と評価がある。安江、前掲論文一九一頁。 民権は特権付与的だとする批判を緩和し、憲章全体のユニバーサリズムな性格を前面に出して、より開かれた市民権のイメー これはEU市民に限られない。EU領域に滞在する者にも開かれている。「域内に長期滞在する第三国人と比べ、EU市
- (72) 八条は個人の情報アクセス権ではなく、データの保護である。
- 73 山本直「第三章 EUの原則および政策に関する改革」、鷲江前掲書所収、 五六—七頁参照
- (74) 庄司克宏前掲『EU法 基礎篇』一一五頁、一六一頁以下参照。
- (75) 山本前揭論稿、五九頁参照。
- では、 この議定書は二か条で構成されている。第一条第一項では、ポーランドとイギリスの国内における「法令、規則、 が憲章に整合しないということを両国の国内裁判所およびEU司法裁判所が判断することを除外している。また、 経済的および社会的権利について規定する憲章の第四編は司法判断適合性の権利を創出しないとしている。 行政規 第二項